

## 四万十市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 22 年 4 月 30 日

告示第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成 17 年四万十市規則第 35 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定及び四万十市環境基本計画に基づき、地球温暖化防止に取り組むまちの創造に向け、地球規模で環境の保全に貢献し、将来の世代に暮らしよい社会を残していけるよう新エネルギーの導入を推進するため太陽エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において交付する四万十市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(システム)

第 2 条 前条に規定するシステムとは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kw 表示とし、小数点以下第 2 位未満の端数は、切り捨てるものとする。以下同じ。）が 10kw 未満の太陽光発電システムであること。
- (2) 未使用品であること（中古品は対象外）。
- (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力の 80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後 10 年以上保証されていてメーカー等によるメンテナンス体制が用意されているものであること。
- (4) 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。）第 9 条第 4 項の規定による認定を受け、電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を締結できるもの。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅にシステムを設置する者又は自らが居住するために市内のシステム付き新築住宅を購入する者
- (2) 太陽電池モジュール設置費用を自ら負担する者
- (3) 第 9 条に規定する実績報告書を提出しなければならない日までにシステムが設置された住宅に住所を有し、居住する者
- (4) 当該補助事業の補助金交付決定通知の日から、既存の住宅に設置する場合は 4 か月以内、新築・改築の住宅に設置する場合は 7 か月以内に電力会社とシステムの電力需給を開始する者
- (5) 自ら電力会社と電力受給契約を締結する者
- (6) 世帯の全員が市税を滞納していない者（ただし、市外に住所を有する者は、住所地の市町村においても滞納がない者）

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、今回設置するシステムを構成する太陽電池の公称最大出力の合計値に 3 万円を乗じて得た額とし、補助金の額は 12 万円を上限とする。この場合において、算出した補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、システム設置にあたり、自ら負担する額が補助金額に満たないときは、その額とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムに係る設置工事の着手前、もしくは建売住宅引渡し前に住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュールの概要（製造メーカー、型式、最大出力値と使用枚数）

- (2) システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (3) システムを設置しようとする住宅の位置図
- (4) 自らが居住する市内の住宅にシステムを設置するものは設置前の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(交付申請の受付)

第6条 申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を停止する。なお、予算の範囲を超えた日に複数の申請があった場合は抽選を行い、最終申請者を決定するものとする。  
(交付決定)

第7条 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書は規則第20条の規定により様式第2号のとおりとする。  
(補助事業等の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第8条第1項に規定する補助事業等の変更をする場合、補助金の交付申請額を増額することはできない。  
(実績報告)

第9条 交付決定者は、システムの工事が完了し、又はシステムの設置された建売住宅の引渡しが完了し、電力会社とシステムの電力需給を開始した日から起算して2ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置完了実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムの出力対比表（太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの）
- (2) システムの設置状況全てが確認できる写真及びシステムが設置された住宅全体の写真
- (3) システムの設置費に係る領収書の写し又は代金領収に関する証明書の写し
- (4) 法第9条第4項の規定による認定を証する書面の写し
- (5) 電力会社との電力受給契約書の写し又は電力会社との契約を証明する書類の写し
- (6) 住民票原本（システムが設置された住宅に居住していることが確認できるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 規則第16条第2項に規定する補助金交付請求書は規則第20条の規定により様式第4号のとおりとする。  
(補助金交付の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) システムの法定耐用年数の期限内において、当該システム等を処分したとき。

(交付条件)

第12条 市長は、規則第5条の規定に基づき、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めるものとする。

(補助の制限)

第13条 この告示に基づく補助金の交付を既に受けている者に対しては、新たな補助金は交付しない。  
(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日告示第 19 号）

この告示は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 22 号）

この告示は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 25 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日告示第 25 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日告示第 44 号の 17 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日告示第 22 の 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。